

平成 30 年度私立中学校等修学支援実証事業費補助金 申請案内

静岡県では、国の「私立小中学校等実証事業」に基づき、一定の所得以下の世帯を対象に、私立小中学校等に在学する児童生徒の教育に係る経済的負担を軽減するため、補助金を支給します。要件に該当し、受給を希望される方は、学校の案内に従い提出期限までに申請書等を提出してください。ただし、国の予算の範囲内で実施する実証事業であるため、要件に該当している場合でも支援の対象にならない場合がありますので予め御了承願います。

【 補助要件 】 次の①～⑥の要件を、すべて満たしている必要があります。

- ① 児童生徒が、支給を受けようとする年度の**7月1日時点**において、静岡県内の私立小学校・中学校・特別支援学校（小学部・中学部）のいずれかに在学していること。
- ② 保護者等の所得金額の合計から人的控除等の所得控除額合計を減じた額（保護者等が2人以上いるときは、全員分を合算した額）が**140万円未満**であること。ただし、**寡婦控除**の適用がある場合は**143万円未満**、**寡夫控除**の適用がある場合は**147万円未満**であること。（※ 平成 30 年度の課税証明書等で確認します。）
- ③ 児童生徒が、贈与税が非課税とされる祖父母等からの教育資金の一括贈与を受けていないこと。
- ④ 保護者等の資産保有額の合計が 600 万円以下であること。
- ⑤ 申請書とともに誓約書が提出できること。
- ⑥ 実態把握のためのアンケート調査及びヒアリング調査に協力できること。
（文部科学省が実施するもので、申請書と併せてアンケート調査票の提出が必要です。）

【 補助額 】 児童生徒 1 人あたり、年間 10 万円を上限として支給します。

- ・ 授業料額が 10 万円を下回る場合、授業料相当額まで支援します。
- ・ この補助金は、児童生徒に代わって学校が受領し、原則、授業料と相殺します。
- ・ この補助金は、返還不要の補助金ですが、毎年度、申請が必要になります。

【 申請に必要な書類 】

- ① 申請書（様式第 1 号）（※在学する学校を通じて配付します。）
- ② **保護者等全員の平成 30 年度（平成 29 年中の所得に基づくもの）**の課税状況（所得金額内訳及び控除額内訳等）を確認できる書類（「**課税証明書**」、「**特別徴収税額の決定・変更通知書**」等）
- ③ 申請書に付随する誓約書（様式第 1 号別紙）
- ④ 記入されたアンケート調査票（※在学する学校を通じて配付します。）
- ⑤ その他知事が必要と認める書類（※ 保護者等の確認等のため、提出をお願いする場合があります。）

【 申請手続 】

- ・ 学校の案内に従って、学校が定める期日までに、「申請に必要な書類」を御準備の上、学校へ提出してください。
- ・ 文部科学省が実施するアンケート調査及びヒアリング調査に協力できない場合は、補助金は支給されません。
- ・ 支給の可否は、国審査結果に基づき県から受給資格認定（不認定）通知によりお知らせします。

【 問合せ先 】

御不明な点は、在籍する学校又は静岡県文化・観光部私学振興課までお問合せください。

静岡県文化・観光部総合教育局私学振興課
電話番号 054-221-2065